

監督署からのお知らせ <2012年 No.6>

石巻労働基準監督署
平成 24 年 10 月 25 日発行

～ ゼロ災復興めざして がんばろう! ～

労働災害発生状況

	平成 23 年 (確定)	平成 23 年 (同期)	平成 24 年 (9 月末現在)		平成 24 年のうち 復旧復興工事等	増減の状況 (対前年比)	
	死傷(死亡)	死傷(死亡)	死傷(死亡)	構成比(%)	死傷(死亡)	死傷者数	増減率(%)
全産業	285 (2)	173(2)	283(1)	100.0	45	110	63.6
製造業	61	38	69	24.4	2	31	81.6
建設業	90(1)	50(1)	94	33.2	35	44	88.0
土木工事業	26	16	28	9.9	15	12	75.0
建築工事業	49(1)	25(1)	56	19.8	19	31	124.0
その他の建設業	15	9	10	3.5	1	1	11.1
運輸交通業	25	20	16	5.7	0	-4	-20.0
商業	39	20	31	11.0	0	11	55.0
上記以外の業種	70(1)	45(1)	73(1)	25.8	8	28	62.2

震災復旧・復興工事現場に対する指導結果について

石巻労働基準監督署が平成 24 年度上期(4 月～9 月)に実施した、震災復旧・復興工事等に対する指導の結果、71.5%において労働安全衛生法等の法違反等が認められました。

主な違反等の状況は、以下のグラフのとおりであり、多い順から、

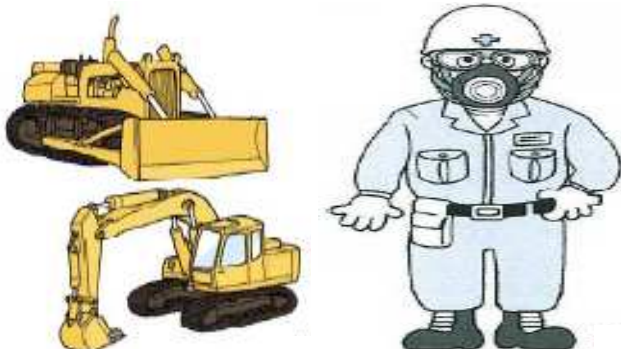
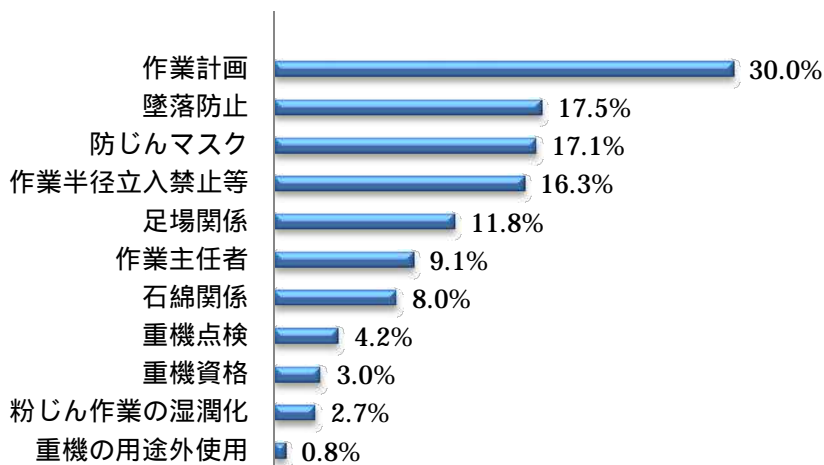
<作業計画>車両系建設機械やグラップル等の解体用機械、移動式クレーンを使用する際、作業方法を記載した作業計画が作成、周知されていない。

<墜落防止>高さ 2 m 以上の高所作業で、手すりの設置や安全帯の使用等の墜落防止措置が講じられていない。

<防じんマスク>がれき処理や解体工事等の粉じんの発散が著しい作業場において、適正な防じんマスクが着用されていない。

<作業半径立入禁止等>がれき処理や解体工事等においては、重機作業の近傍で手元作業員による手選別作業が行われることが多く、重機との接触災害が想定されるが、カラーコーン等による作業半径立入禁止の措置や、誘導員の配置等の措置が講じられていない。などの違反等が認められました。

主な法違反等の状況



そこで、作業を安全に進めるため特に以下の事項にご留意ください。

作業計画の作成と周知

車両系建設機械やグラブ等解体用機械、移動式クレーン等を使用して作業を行うときは、あらかじめ作業計画を作成し、関係労働者に周知する必要があります。

重機との接触防止

車両系建設機械等を使用して作業を行う場合、作業員との接触災害を防止するためにカラーコーン等による作業半径内立入禁止の措置や、誘導員の配置等の措置を講じる必要があります。

有資格者の配置

車両系建設機械等による災害を防止する観点から、一定の講習を修了した有資格者を配置し、更にオペレーターは資格証を携帯して作業を行う必要があります。

墜落防止対策の徹底

高さ2メートル以上の場所で作業を行う際は、足場を設置する等作業床の設置が必要です。足場を組む際は、平成21年6月に改正された 構造要件 を満たす足場を設置すること、また、解体工事や屋根の改修等、短期間作業で足場を設けない場合は、親綱を設置し安全帯の使用を徹底する必要があります。

墜落防止措置として従来の手すりに加え、わく組足場においては「下さん」「幅木」等の設置、枠組み足場以外の足場においては「中さん」「幅木」等の設置。物体の落下防止措置として「幅木」又は「メッシュシート」等の設置が必要になりました。

防じんマスクの正しい着用

がれき処理や解体等の現場においては著しい粉じんが発生する状況にあり、場合によって石綿粉じんが混入している可能性があります。健康管理の観点から防じんマスクを着用する必要があります。

石綿ばく露防止対策について

阪神・淡路大震災の復旧作業に従事した労働者等で石綿特有の疾病である中皮腫が発症しており、東日本大震災の復旧工事等においても同様のおそれがあります。

また、当署管内では石綿を完全に除去しないまま解体して石綿が漏えいした事案や事前調査が不十分で石綿があるのにないものとして解体された事案が発生しています。

石綿にばく露することを防止するため、特に以下の点にご留意ください。

1 事前調査の徹底

発注機関で事前調査を行っていても、施工業者において再度事前調査を行うこと。

事前調査は建築物等の建材等の使用箇所、種類等を網羅的に把握できるように行うこと。

補修、増改築がなされている場合は、各場所ごとに石綿含有の有無を判断すること。

2 解体時の留意事項

スレート板などレベル3相当の建材も粉じんを発生させないように湿潤化して「手ごわし」する必要がある。

がれき処理・解体業者においても石綿の作業主任者を養成すること及び作業員全員に石綿特別教育を行うことが望ましい。

改正労働契約法説明会のご案内について～申込受付中（宮城労働局 監督課 TEL022-299-8838）

気仙沼地区 平成24年11月21日（水）14:00～15:30

気仙沼市民会館第3・第4会議室 気仙沼市笹が陣4-2

石巻地区 平成24年11月28日（水）14:00～15:30

石巻市河北総合センター（ビッグバン） 集いの部屋 石巻市成田字小塚裏畑54

11月
は

労使がともに協力し労働時間の短縮を～過重労働、賃金不払残業をなくしましょう～

「労働時間適正化キャンペーン」期間です。

発行：石巻労働基準監督署（TEL：0225-22-3365）〒986-0832 石巻市泉町4-1-18（ハローワーク石巻と同じ合同庁舎）

労働条件関係は方面、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生課、労働保険料・労災保険関係は労災課まで。